

## 太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領

### (事業目的)

第1条 太陽光パネル設置普及啓発事業は、府民が安心して既存の住宅の屋根に太陽電池モジュールを設置できるよう、府が太陽光発電システム製造者、施工店及び販売店を望ましい行動へ誘導するとともに、府が定める要件を満たすものを登録及び公表することにより、府民による自主的な太陽電池発電設備設置を普及促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された装置及びこれらに附属する装置の総体をいう。
- 二 登録太陽光発電システム 太陽光発電システムのうち、[大阪府創エネ設備及び省エネ機器設置特別融資事業実施要領別表2](#)に定めるものをいう。
- 三 事業者等 太陽光発電システム製造者、施工者及び販売店をいう。
- 四 実施事業者等 次号に規定する確認書に基づき、第3条第二号から第四号に規定する事業を実施する事業者等をいう。
- 五 確認書 実施事業者等が実施する内容を記載し、住宅の所有者が確認した書類をいう。
- 六 実施単位 1以上の自治会、住民団体又は太陽光パネル設置に意欲のある住宅所有者若しくは住宅所有者の集団（概ね5戸以上）をいう。
- 七 自主行動基準 大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第2項に規定する自主行動基準をいう。
- 八 自主的な行動基準 事業者等が府へ届け出、府が大阪府消費者保護条例第12条第2項から第4項までに準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表した行動基準をいう。

### (事業内容)

第3条 太陽光パネル設置普及啓発事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業者等登録・公表事業 太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領（以下「事業者等登録要領」という。）第4条第1項に規定する要件を満たす太陽光発電システム製造者（以下「太陽光発電システム登録製造者」という。）、第2項に規定する要件を満たす太陽光発電システム施工店（以下「太陽光発電システム登録施工店」）及び第3項に規定する要件を満たす太陽光発電システム販売店（以下「太陽光発電システム登録販売店」という。）（以下、登録した事業者等を「登録事業者等」という。）に関

する情報提供

- 二 太陽光パネル普及啓発事業 実施事業者（太陽光発電システム登録販売店に限る）が行う、説明会、相談会その他確認書に基づき実施する普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）
  - 三 太陽光パネル設置事業 普及啓発事業の実施により住宅の所有者から依頼を受けて実施する実施事業者（太陽光発電システム登録施工店に限る）が行う事前調査、設計、施工、維持保全その他確認書に基づき実施する事業（以下「設置事業」という。）
  - 四 太陽光パネル維持保全事業 設置事業の実施により、実施事業者（太陽光発電システム登録販売店に限る）が行う、維持保全その他確認書に基づき実施する事業（以下「維持保全事業」という。）
- 2 確認書は、実施事業者と住宅の所有者又は実施単位と作成するものとする。

（役割分担及び責務等）

第4条 府は、太陽光パネル設置普及啓発事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

- 一 府は、府内で利用できる代表的な再生可能エネルギーである太陽電池発電設備の普及啓発に努める。
- 二 府は、自主的な行動基準に基づき行動する太陽光発電システム製造者及び太陽光発電システム施工店並びに自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき行動する太陽光発電システム販売店を公募し、一定の要件を満たす者を登録及び公表する。
- 三 府は、登録事業者等に関する情報を管理するとともに、登録事業者等に対し支援、助言及び指導を行う。
- 四 府は、太陽光パネル設置普及啓発事業に協力する市町村に対し、支援、助言及び指導を行う。
- 五 府は、関係する市町村とともに実施事業者に関する情報を管理するとともに、当該市町村と協議の上、実施事業者に対し支援、助言及び指導を行う。
- 六 府は、実施事業者が実施した事業の把握に努める。
- 七 府は、太陽光発電システム登録販売店が作成した苦情・問い合わせ一覧を取りまとめ、公表する。
- 八 府は、実施事業者が作成した報告書の提出を求めることができる。

2 市町村は、普及啓発事業及び太陽光発電システム設置事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

- 一 市町村は、普及啓発事業及び太陽光発電システム登録販売店を広く住民へ周知する。
- 二 市町村は、実施事業者と実施単位との確認書の報告を受け、確認書に基づき実施事業者が行う事業の把握に努める。
- 三 市町村は、実施事業者に関する情報を管理するとともに、府と協議の上、実施事業

者に対し支援、助言及び指導を行う。

- 3 太陽光発電システム登録製造者は、次の役割及び責務等を担うものとする。
  - 一 太陽光発電システム登録製造者は、府民からの太陽光発電システム設置又は太陽光発電システム登録施工店に関する問い合わせ又は相談に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。
  - 二 事業者等登録要領の登録要件を保持する。
- 4 太陽光発電システム登録施工店は、次の役割及び責務等を担うものとする。
  - 一 太陽光発電システム登録施工店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。
  - 二 事業者等登録要領の登録要件を保持する。
- 5 太陽光発電システム登録販売店は、次の役割及び責務等を担うものとする。
  - 一 太陽光発電システム登録販売店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。
  - 二 登録販売店は、府民に対し、太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を設け、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。
  - 三 事業者等登録要領の登録要件を保持する。
- 6 実施事業者は、普及啓発事業、設置事業及び維持保全業務の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。
  - 一 実施事業者は、確認書に基づき、住宅の所有者等の合意のもと、普及啓発事業及び太陽光発電システム設置事業を実施することができる。
  - 二 実施事業者は、関係法令を遵守するとともに、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に普及啓発事業及び太陽光発電システム設置事業を行う。
  - 三 実施事業者は、相談窓口を設置し、住宅の所有者等からの苦情・問い合わせに適切に対応する。苦情・問い合わせがあったときは、苦情・問い合わせ報告書（実施様式1）を作成し、保管する。
  - 四 実施事業者は、前号の苦情・問い合わせを四半期毎に取りまとめ、苦情・問い合わせ一覧表（実施様式2）を府に提出する。
  - 五 実施事業者は、普及啓発事業にかかる活動状況その他必要事項について、活動状況報告書（実施様式3）により府、市町村及び実施単位へ報告するとともに、設置した登録太陽光発電システムの太陽光発電システム登録製造者に設置状況を報告すること。
  - 六 実施事業者は、太陽光パネル設置事業を行うときには、次に掲げる図書を作成し、住宅の所有者等へ提出し、内容を説明すること。
    - イ 太陽光発電システムを設置しようとする計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条（太陽光発電システムへの積雪荷重、風圧力及び地震力並びに建築設備に係る技術的基準を除く）、第28条、第35条、第35条の2、第35条の3、第36

条、第 55 条、第 56 条及び第 56 条の 2 の規定並びに第 32 条及び第 61 条から第 63 条までの規定（太陽光発電システム登録製造者が納品する建築設備を除く）に適合する旨の報告書（調査様式）

ロ 昭和 56 年以前の耐震基準で建築された住宅にあつては、耐震診断書

ハ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 8 条に規定する長期優良住宅建築等計画の変更が必要な場合にあつては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 8 条に規定する添付図書

（登録事業者の登録等）

第 5 条 府は、事業者等登録要領に基づき、太陽光パネル設置普及啓発事業の事業者等としてふさわしい能力や実績等を満たす太陽光発電システム製造者、施工店及び販売店を登録するとともに、公表を行う。

2 府は、事業者等登録要領に基づき、登録の変更、登録の更新、及び取り消し等の手続きを行う。

（実施単位等の決定）

第 6 条 実施単位は、1 以上の自治会、住民団体又は太陽光パネル設置に意欲のある住宅所有者が自ら決定することができる。

2 前項の他、実施単位は、自治会等の要望等により、市町村が決定することができる。

一 市町村は、実施単位を決定するために、実施単位募集要領等を定めることができる。

（実施事業者の決定）

第 7 条 住宅の所有者又は実施単位は、実施事業者が実施する普及啓発事業の内容を決定する。

2 住宅の所有者又は実施単位は、1 以上の事業者等から前項の規定により決定された普及啓発事業を行う実施事業者を決定する。

3 実施単位又は市町村は、実施事業者を決定するために実施事業者募集要領等を定めることができる。

4 実施単位は、実施事業者との協議により、実施事業者の決定後に第 1 項の規定により決定する事業内容を変更することができる。

（確認書の作成）

第 8 条 住宅の所有者又は実施単位が、前条第 2 項により実施事業者を決定したとき、実施事業者は住宅の所有者又は実施単位と確認書を作成する。

(確認書に規定する事業の着手)

第9条 実施事業者は、確認書の作成後、確認書に規定する事業を実施する。

(苦情・問い合わせの対応)

第10条 実施事業者は、住宅の所有者等からの苦情・問い合わせについて、第4条第6項第三号及び第四号の規定に基づき、適切に対応すること。

(活動状況等報告)

第11条 実施事業者は、活動状況及び設置状況について第4条第6項第四号の規定に基づき、適切に報告すること。

(実施事業者の変更・取り消し)

第12条 実施単位又は市町村は、正当な理由なく実施事業者が確認書に基づく事業を実施していないと認めたとき、実施事業者を変更又は取り消しすることができる。

(確認書に規定する事業の終了)

第13条 実施単位において、確認書に規定する事業が完了した時点を終了とする。

(その他)

第14条 この要領のほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月27日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月10日より施行する。